

次世代育成支援対策地域行動計画 策定概要

目 次

1. 計画策定の背景	3
2. 国の少子化対策の経緯	4
3. 後期行動計画に向けた新たな動き	5
4. 新たな制度体系に向けた基本的考え方	6
5. 地域行動計画の概要（国の策定指針）	8
(1) 計画策定にあたっての基本的な8つの視点	8
(2) 内容に関する事項	10
6. 後期行動計画策定フロー図	13

1. 計画策定の背景

- 次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体及び事業主においては、十年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を進めてきたところであります。
- 平成17年に、人口形態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録し、「日本の将来推計人口」（平成18年12月発表）では、2055年でも合計特殊出生率は1.26とされ、今後、一層少子化・高齢化が進行するとの見通しが示されました。
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月策定）では、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一の構造の解消には、「働き方の改革による仕事と生活の調和」とその社会的基盤である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つの取組を、「未来への投資」としてできる限り速やかに軌道に乗せること、そのためには、効果的な財政投入が必要であるとされている。また、少子化対策推進の実効性を担保するために、「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であるとされています。
- 「働き方の改革による仕事と生活の調和」について、関係閣僚、有識者並びに経済界、労働界及び地方公共団体の代表者をメンバーとする「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が平成十九年十二月にとりまとめられ、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指し、各々が果たすべき役割を掲げています。

2. 国の少子化対策の経緯

平成15年7月

- ・「次世代育成支援対策推進法」（地域行動計画策定の法的根拠）の制定
- ・「少子化社会対策基本法」の制定

平成16年6月

- ・少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」が閣議決定

少子化の流れを変えるための4つの重点課題

- ① 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ② 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ③ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ④ 子育ての新たな支え合いと連帯

平成18年6月

- ・少子化社会対策会議で「新しい少子化対策について」を決定

平成19年12月

- ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられる。

就労と出産・子育ての二者択一構造の解消のために・・・

- ①「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- ・仕事と生活の調和推進のための行動指針

- ②「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」

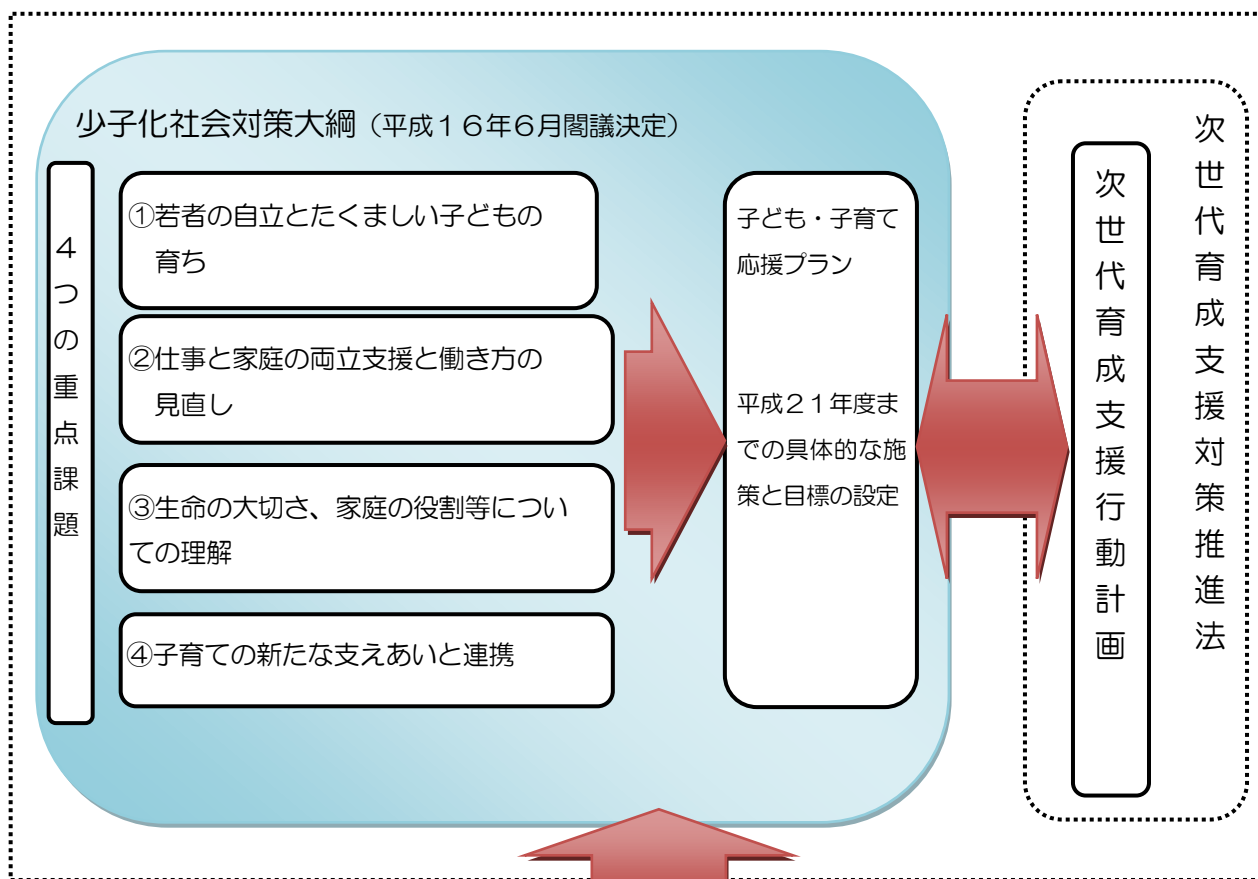
を「車の両輪」として進めていく。

平成20年12月

- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布

子育て支援事業等を法律上に位置付け、質の確保と事業の普及促進及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正し、地域・一般事業主・特定事業主における取組を促進する等

3. 後期行動計画に向けた新たな動き



『子どもと家族を応援する日本』重点戦略で示された、2つの方向性

（「未来への投資」としての2軸）

①働き方の改革による「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- * 就労による経済的自立が可能な社会
- * 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- * 多様な働き方・生き方が選択できる社会

②就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築

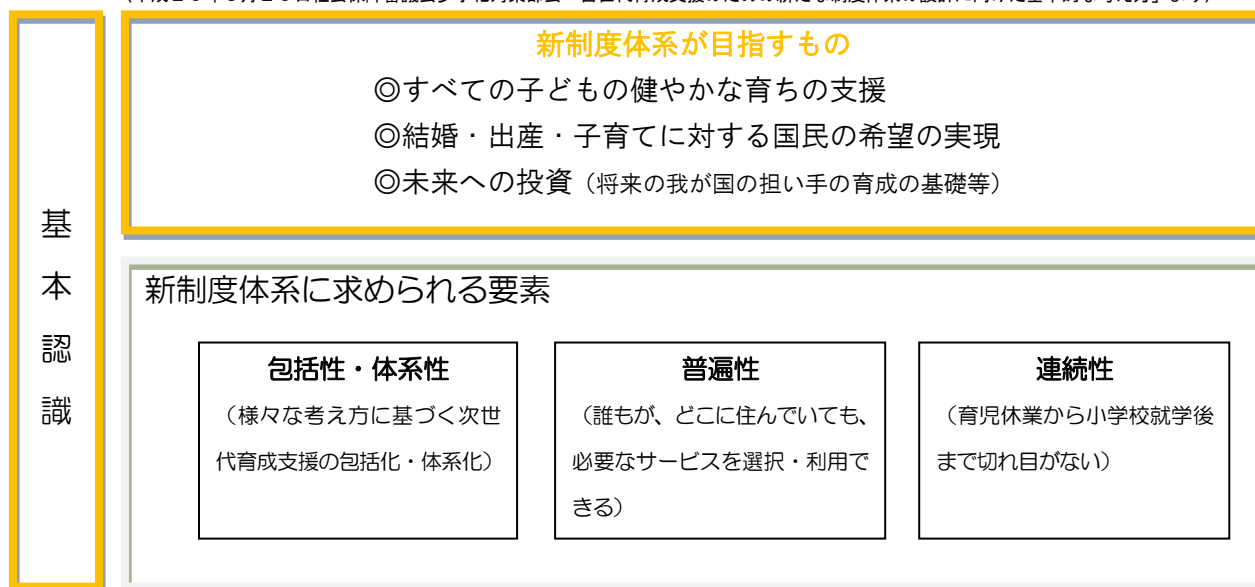
- * 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- * すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス
- * すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

4. 新たな制度体系に向けた基本的考え方

「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方」では、次世代育成支援は「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、「将来のわが国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎」という側面や「仕事と子育ての両立支援」としての側面を有することが示されています。

以下「基礎的な考え方」に沿って、今後地方自治体が対応・検討していかなければならないポイントをまとめました。

〈平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策部会「自世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方」より〉



効果的な財政投入・そのために必要な財源確保・社会全体による重層的な負担

①サービスの量的拡大

子育てサービスは、一般的に量が不足！

- ・「質」の確保された「量」の拡充
- ・女性の就業率の高まりに応じた潜在需要への対応（潜在ニーズの把握）
- ・多様な主体による多様なサービス提供の仕組みづくり

②サービスの質の維持・向上

- ・子の年齢、家庭状況、サービス利用時間、サービスへの親の係り方、サービスの提供方法における質の確保や検証が必要
- ・優れたサービスの担い手の人材確保
- ・保育サービス全体を念頭に置いた、多様なサービスの質の向上

③財源・費用負担

- ・ 不適切な地域格差のない地方財政への配慮
- ・ 事業主の費用負担の検討
- ・ 利用者負担の検討
- ・ 多様な主体による寄付の促進方策

④保育サービスの提供の仕組みの検討

- ・ 誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できるサービス機能の確保
- ・ 保育サービス提供の新しい仕組み、利用方法の検討
- ・ 量的拡大及び多様なニーズに応じた選択とサービスの特性を踏まえた新たな基準
- ・ サービスを選択できる「量」の保障
- ・ 過疎地域の柔軟な支援サービスの検討
- ・ 幼保連携の検討

⑤すべての子育て家庭に対する支援等

- ・ すべての子育て家庭への支援（共働き家庭だけでなく家庭内での子育てをも支援）の量的・質的向上
- ・ 病児・病後児保育における施設の拡充
- ・ 親の子育てを支援するコーディネーター的役割体制の検討

⑥多様な主体の参画・協働

- ・ 地域住民、NPO、企業の参画や協働による地域力の活用
- ・ NPO等多様な主体の新規参入の環境体制づくり
- ・ 親をサービスの受け手だけでなく、積極的に参画させる方策の検討

⑦特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・ 虐待を受けた子ども、障がい児などの家庭に対する配慮を包含することが必要
- ・ サービスの小規模化や地域化が必要
- ・ 子育て支援サービスと社会的養護の連結に配慮した仕組みづくり
- ・ 居住する地域で利用しやすいサービス体系が必要

⑧働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- ・ ゼロ歳児保育、延長保育、病後児保育サービス拡充とともに、働き方の見直しの検討が必要
- ・ ライフ・ワーク・バランスの実現を促進
- ・ 働き方の二極化（長時間：正規、短時間：非正規）をさげ、多様かつ柔軟な働き方の選択と公正な待遇の確保

5. 地域行動計画の概要（国の策定指針）

（１）計画策定にあたっての基本的な視点

①子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるような配慮をすることが必要です。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

③サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、多様な個別のニーズに対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

④社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

⑤仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の1つであり、地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

⑥すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点及び、社会的養護を必要とする子どもの増加、こどもの抱える背景の多様化に対応し、社会的養護体制の質・量の整備、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点を踏まえた取組が必要です。

⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、様々な地域活動団体、民間事業者、主任児童員等が活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

⑧サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

⑨地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

(2) 内容に関する事項

①地域における子育ての支援

- 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実（居宅における支援、短期預かり支援、相談・交流支援、子育て支援コーディネート）
- 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実及び保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定確保
- 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進及びすべての子どもを対象とした放課後・週末等の安心安全な居場所作りの推進
- 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進 等

②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- 性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- 小児医療救急について、各自治体（県・市町村）及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むなど、小児医療体制の充実

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発の推進
- 家庭を築き、子どもを生き育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- 中・高生等が、子どもを生き育てることの意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- 確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり及び幼児教育の充実などにより、子どもが生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備

知識・技能、学ぶ意欲、思考力、問題解決能力等まで含めた確かな学力の取得

全国学力・学習状況調査に基づき、課題が見られる学校への改善に向けた支援

学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくり

指導が不適切な教員に対する公正かつ適正な人事管理

地域全体で子どもを見守る環境の整備

幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上

幼児教育と小学校教育の円滑な接続

○発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の「子育てサポーター」としての養成・配置など、家庭教育への支援の充実

○自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域教育力の向上

社会全体での家庭教育支援の必要性から、地域における子育て学習機会や情報の提供、関係機関の連携に基づく、相談や人材養成などの家庭教育に関する総合的な取組

地域で学校を支える体制づくりの推進

地域の教育力を向上させて、活力ある地域づくりへとつなげていく

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進

携帯電話フィルタリングの普及促進

④子育てを支援する生活環境の整備

○ファミリー向け賃貸住宅の供給支援、子育て世帯の居住の安定確保

○住宅のユニバーサルデザイン化、子育て支援施設を併設した住宅の供給

○子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備（安全・安心な歩行空間の創出）

○公共施設等での「子育てバリアフリー」化の推進

○「心のバリアフリー」を含めたハード・ソフトの両面からの一体的なバリアフリー化

○子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

⑤職業生活と家庭生活との両立の推進

○多様な働き方の実現及び社会全体の運動として広げていくための広報・啓発等の推進

○仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進

⑥子ども等の安全の確保

○子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの貸出制度の実施・拡大による、利用しやすい環境づくりの推進

児童・幼児の自転車乗車用ヘルメット着用の推進

○子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

スクールサポーター制度の導入促進

○犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの立ち直り支援

⑦要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

○児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会を中心とした、各関係機関との連携強化を図るとともに、要保護児童対策調整機関の機能強化を図る

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等のために、児童福祉担当部局、母子保健担当部局、医療機関等間での効果的な情報提供・共有など、密接な連携体制の構築を図る

○母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等就業・自立支援事業・母子家庭自立支援給付金事業等の充実

○障害児施策の充実

発達障害に関する適切な情報の周知により、十分な社会的な理解を得る

放課後児童健全育成における障害児の受入れ促進と関係機関との連携を図る

6. 後期行動計画策定フロー図

